

令和4年度入学者選抜 横浜市立高等学校への志願について

1 横浜市立高等学校の学区と学区外入学許可限度数について

課程	高校名	学科・コース	学区	学区外入学許可限度数
全日制	金沢高校	普通科	横浜市内 全域	募集定員の 30%以内
	南高校	普通科		
	桜丘高校	普通科		
	東高校	単位制普通科		募集定員の 8%以内
	みなと総合高校	単位制総合学校		
	戸塚高校	単位制普通科一般コース		
		単位制普通科音楽コース		
	横浜商業高校	商業科	県内全域	—
		国際学科		
		スポーツマネジメント科		
定時制	横浜総合高校	単位制総合学科	横浜市内 全域	募集定員の 8%以内
	戸塚高校	普通科	県内全域	—
別科	横浜商業高校別科	理容科、美容科	県内全域	—

※東高校の海外帰国生徒特別募集、みなと総合高校及び横浜商業高校国際学科の在県外国人等特別募集の学区は県内全域です。

2 横浜市立高等学校への志願について

(1) 全日制への志願について

ア 志願できる住所の要件

志願者及び保護者の住所が神奈川県内にある人

イ 学区が横浜市内全域の高校の学区内・学区外からの入学許可の扱い

志願者及び保護者の住所	入学許可の扱い
横浜市内に住所がある人	学区内での入学許可
横浜市内外（県内）に住所がある人	学区外として1の表の学区外入学許可限度数以内での入学許可

(2) 定時制、別科への志願について

ア 志願できる住所または勤務地の要件

① 戸塚高校定時制、横浜商業高校別科は、神奈川県内に住所又は勤務地がある人

② 横浜総合高校は、神奈川県内に住所又は横浜市内に勤務地がある人

イ 横浜総合高校の学区内・学区外からの入学許可の扱い

志願者の住所、勤務地	入学許可の扱い
○横浜市内に住所がある人 ○横浜市内に勤務地がある人	学区内での入学許可
横浜市内外（県内）に住所がある人 （横浜市内に勤務地がある人を除く）	学区外として募集定員の8%以内での入学許可

3 学区を横浜市内全域とする普通科、総合学科への志願にあたっての注意

(1) 学区の確認について

横浜市立高等学校のうち、横浜市内全域を学区とする高等学校に志願する際、学区の確認を必要とする場合があります。学区の確認については「令和3年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領」の69～70、72～73ページを御覧ください。第22号様式の1により横浜市教育局に学区確認申請を行う場合は、左上の「横浜」を○で囲んでください。転居による学区確認申請の場合、念書（第23号様式）を提出していただきます。また、必要に応じて同居同意書（第24号様式）を提出していただく場合があります。

(2) 横浜総合高校への志願について

横浜総合高校の志願に係る学区の確認については、第22号様式の2により同校が行います。募集期間、調査書等の提出期間及び志願変更等の受付期間は、「単位制による定時制の課程（三部制）」に該当します。全日制と同日程になりますので注意してください。

4 横浜市内全域を学区とする全日制の学校への志願に係る学区確認申請《参考例》

事由番号 申請事由	具 体 例		学区確認申請書	入学願書への記入	
				「志願資格承認申請書の区分」 「学区確認申請書の区分」 「横浜市立及び川崎市立の 通学区区域規則上の区分」	「中学校長の証明・同意・確認」 の欄
1 県外から本県に転居予定の者 ・保護者の転勤等に伴い令和 4年4月1日までに県内に 居住を予定する者 (神奈川県教育委員会に第15号様式で志 願資格承認申請も必要)	横浜市内に転居		・学区確認申請書(第22号様式の1) ・念書(第23号様式) 必要に応じて ・同居同意書(第24号様式) ・学区確認結果通知書(第25号様式の1) を入学願書に添付	「15号」「横浜市立」 「第3条」を○で囲む	空欄
	横浜市外に転居			「15号」「横浜市立」 「第4条」を○で囲む	空欄
9 志願者及び保護者である父母 の住所と、志願者の在学中 学校の所在地が異なる地域(横 浜市の内外)にある、公立中 学校の在学者	志願者及び保護者の住所 横浜市内	中学校の所在地 横浜市外	申請不要 (入学願書に中学校長がレ点を記入するこ とによって申請を省略)	「第3条」を○で囲む	3つ目の□にレ点
	志願者及び保護者の住所 横浜市外(県内)	中学校の所在地 横浜市内		「第4条」を○で囲む	1つ目と3つ目の□にレ点
10 県内での転居予定者・保護者 の転勤等に伴い、志願者及び 保護者が令和4年4月1日ま でに転居する予定の者(ただ し、横浜市内、又は横浜市外 での転居を除く)	横浜市外(県内)から横浜市内へ転居		・学区確認申請書(第22号様式の1) ・念書(第23号様式) 必要に応じて ・同居同意書(第24号様式) ・学区確認結果通知書(第25号様式の1) を入学願書に添付	「横浜市立」「第3条」 を○で囲む	空欄
	横浜市内から横浜市外(県内)へ転居			「横浜市立」「第4条」 を○で囲む	空欄
11 保護者の一方と県内に居住 し、保護者の他の一方が志願 者と異なる地域(横浜市の内 外)に居住している者	志願者及び保護者の一方の住所 横浜市内	保護者の他の一方の住所 横浜市外(県内)	申請不要 (入学願書に中学校長がレ点を記入するこ とによって申請を省略)	「第3条」を○で囲む	3つ目の□にレ点
		保護者の他の一方の住所 横浜市外(県外)			・3つ目の□にレ点 ・県外の保護者の氏名・現 住所を記入する場合は、 2つ目の□にもレ点
	志願者及び保護者の一方の住所 横浜市外(県内)	保護者の他の一方の住所 横浜市内		「第4条」を○で囲む	1つ目と3つ目の□にレ点

【お問い合わせ先】〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

横浜市教育委員会事務局 学校教育企画部 高校教育課 小島、中山

TEL 045-671-3272 Fax 045-640-1866

横浜市立高等学校（全日制）の入学選考手数料（受検料）・入学金の納付方法について
＜ 全日制課程 及び 横浜商業高等学校別科 ＞

横浜市立高等学校の入学選考手数料（以下受検料）・入学金は、原則として納付書により納付書裏面に記載された金融機関において納付していただきます。

【受検料の納付について】

1 納付書の入手について

横浜市立中学校に在学中の方	在学の中学校から納付書を入手してください。
神奈川県内の横浜市立以外の公立中学校に在学中の方	在学する中学校を通して中学校を所管する市町村教育委員会の入学選抜担当に依頼し入手してください。
神奈川県外や私立中学校から受検される方	横浜市教育委員会事務局高校教育課にて配付します。

2 納付方法

- (1) 納付書の「納付書兼領収書」、「収入済証明書」、「原符」、「受入済通知書」の4つの各該当欄に必要事項（記入例の太黒枠内）を記入または○で囲んでください。
- (2) 裏面の「2 金融機関での納付取扱期間」の納付期間中に、納付書裏面に記載している横浜市指定金融機関及び横浜市収納代理金融機関で記入済の納付書を添えて受検料を納付してください。その際、金融機関から「納付書兼領収書」と「収入済証明書」（納付書の左2枚）が戻されますので、忘れずにお受け取りください。
- (3) 「納付書兼領収書」と「収入済証明書」を切り離し、「収入済証明書」のみを入学願書の裏面にのり付けし入学願書を提出してください。「納付書兼領収書」は保管してください。※郵送により提出する場合も同様です。

【記入例】 ※ 横浜市立高校全日制・横浜商業高校別科用の納付書は文字や枠線等が「青色」で印刷されています。

納付書兼領収書 (本人保管用) 令和4年度高等学校入学選考手数料 00260-2-960093 横浜市会計管理者 ¥2,200 金融機関での取扱期間 ○で囲む 受検者氏名 氏名を記入 住所 住所・TELを記入 志望校 ○で囲む 中学校名 中学校名記入 発行局課 横浜市教育委員会事務局 学校教育企画部 学校支援・地域連携課 電話 045-671-3474 領収日付印 ① (納入保管)	収入済証明書 (入学願書貼付用) 令和4年度高等学校入学選考手数料 00260-2-960093 横浜市会計管理者 ¥2,200 金融機関での取扱期間 ○で囲む 受検者氏名 氏名を記入 住所 住所・TELを記入 志望校 ○で囲む 中学校名 中学校名記入 発行局課 横浜市教育委員会事務局 学校教育企画部 学校支援・地域連携課 電話 045-671-3474 領収日付印 ② 金融機関等→納入者	公 原 符 令和4年度高等学校入学選考手数料 00260-2-960093 横浜市会計管理者 ¥2,200 金融機関での取扱期間 ○で囲む 受検者氏名 氏名を記入 住所 住所・TELを記入 発行局課 横浜市教育委員会事務局 学校教育企画部 学校支援・地域連携課 電話 045-671-3474 領収日付印 ③ 横浜市（金融機関等保管）	受入済通知書 電印 ハンシ 令和4年度高等学校入学選考手数料 00260-2-960093 横浜市会計管理者 ¥2,200 金融機関での取扱期間 ○で囲む 受検者氏名 氏名を記入 住所 住所・TELを記入 志望校 ○で囲む 中学校名 中学校名記入 発行局課 横浜市教育委員会事務局 学校教育企画部 学校支援・地域連携課 電話 045-671-3474 領収日付印 ④ 横浜市（市保管）
---	---	--	--

金融機関から納付者に戻されます。

金融機関が回収します。

- * 修正テープ、修正液の使用不可。訂正する場合は二重線をひいて書き直してください。（訂正印不要）
- * 納付書は切り離さず、金融機関に提出してください。
- * 横浜商業高校別科は、美容科と理容科になります。

3 金融機関での納付取扱期間

区 分	入学願書等の提出期間(土・日を除く)	金融機関での納付取扱期間
全日制共通選抜 (横浜市立高校)	郵送 1/25 (火) ~ 1/27 (木) 必着 窓口 1/28 (金) ~ 2/1 (火)	1/4 (火) ~ 1/31 (月)
横浜商業高等学校別科 (美容科・理容科)	郵送 1/25 (火) ~ 1/27 (木) 必着 窓口 1/28 (金) ~ 2/8 (火)	1/4 (火) ~ 2/7 (月)

※ 募集期間の最終日に受検料を納付する場合は、金融機関では取り扱いませんので出願する時に高等学校の窓口で現金で納付してください。

※ 最終日の共通選抜の入学願書等の窓口受付時間は午前9時から正午までとなります。

4 取扱金融機関

横浜市指定金融機関及び横浜市収納代理金融機関(納付書の裏面を御確認ください。)

5 受検料の返還

一度納付された受検料は原則として返還しません。ただし、次のような場合は還付に応じます。

- (1) 志望校が横浜市立高等学校ではないにもかかわらず、誤って横浜市立高等学校用の納付書により受検料を納付してしまった場合
- (2) 受検料を納付した後、入学願書提出前に志望校を横浜市立以外の高等学校に変える場合や、志願そのものを取りやめた場合(願書提出後の志願変更の場合は返還しません)
- (3) 受検料を納付した後、出願前に減免申請書類を提出していた受検料について、減免の決定を受けた場合(減免決定後の還付も「還付の申請書の提出」が必要です)

※ 減免の決定を受けるためには、出願までに減免申請する必要があります。お早めに志願先の横浜市立高校事務室に相談してください。

- (4) 受検料を納付書及び高等学校の窓口などで二重に納付してしまった場合

還付を申請する場合は、中学校または横浜市立高等学校から受け取った「還付申請書」に金融機関で受けとった「納付書兼領収書」をのり付けして、募集期間終了日から10日以内(減免決定後に還付を受ける方は、決定通知受領後10日以内)に横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課就学係(高校授業料担当)へ提出してください。(送付先住所は下記問合せ先参照)

受検料の納付にかかる注意事項

- 1 県立高等学校を受検する場合は、別途、神奈川県が作成している「県立高等学校の受検料・入学料の納付方法について」をお読みください。
- 2 川崎市立及び横須賀市立高等学校を受検される場合は、各自で志望校に納付方法をお問い合わせください。
- 3 次の場合は、入学願書提出の際に高等学校の窓口で現金で受検料を納付してください。
 - ・ 二次募集の志願
 - ・ 「県立及び横浜以外の市立高等学校」から「横浜市立高等学校」への志願変更に係る受検料の再納付
 - ・ 「横浜総合高等学校」または「戸塚高等学校定時制」から「横浜市立高等学校の全日制」へ志願変更する場合の受検料差額分の再納付

【入学金(5,650円)の納付について】

入学金も受検料と同様に納付書で納付していただきます。詳しい納付手続や納付書の配布については、合格発表表に御案内します。

【横浜市立高等学校の入学選考手数料・入学金に関する問合せ先】

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10

横浜市教育委員会事務局 学校支援・地域連携課就学係(高校授業料担当)

電話: 045-671-3474(直通)

受付時間: 平日 午前8時45分~正午、午後1時~午後5時15分

(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除きます)

横浜市立高等学校（定時制）の入学選考手数料（受検料）・入学金の納付方法について
 ＜ 横浜総合高等学校 及び 戸塚高等学校定時制 ＞

横浜市立高等学校の入学選考手数料（以下受検料）・入学金は、原則として納付書により納付書裏面記載の金融機関にて納付していただきます。

【受検料の納付について】

1 納付書の入手について

横浜市立中学校に在学中の方	在学の中学校から納付書を入手してください。
神奈川県内の横浜市立以外の公立中学校に在学中の方	在学する中学校を通して中学校を所管する市町村教育委員会の入学者選抜担当に依頼し入手してください。
神奈川県外や私立中学校から受検される方	横浜市教育委員会事務局高校教育課にて配付します。

2 納付方法

- 納付書の「納付書兼領収書」、「収入済証明書」、「原符」、「受入済通知書」の4つの各該当欄に必要事項（記入例の太黒枠内）を記入または○で囲んでください。
- 裏面の「2 金融機関での納付取扱期間」の納付期間中に、納付書裏面に記載している横浜市指定金融機関及び横浜市収納代理金融機関で、記入済の納付書を添えて受検料を納付してください。その際、金融機関から「納付書兼領収書」と「収入済証明書」（納付書の左2枚）が戻されますので、忘れずにお受け取りください。
- 「納付書兼領収書」と「収入済証明書」を切り離し、「収入済証明書」のみを入学願書の裏面にのり付けし入学願書を提出してください。「納付書兼領収書」は保管してください。※郵送により提出する場合も同様です。

【記入例】 ※ 横浜市立高校（定時制）用の納付書は文字や枠線等が「黒色」で印刷されています。

納付書兼領収書 (本人保管用)	収入済証明書 (入学願書貼付用)	公 原 符	公 受入済通知書 (印)
令和4年度高等学校入学選考手数料 00260-2-960093 横浜市会計管理者 ¥650 志望校及び金融機関での取扱期間 ○で囲む 受検者氏名 氏名を記入 住 所 住所・TELを記入 中学校名 中学校名記入 発行局課 横浜市教育委員会事務局 学校教育企画部 学校支援・地域連携課 電話 045-671-3474 領収日付印 ① (納入保管)	令和4年度高等学校入学選考手数料 00260-2-960093 横浜市会計管理者 ¥650 志望校及び金融機関での取扱期間 ○で囲む 受検者氏名 氏名を記入 住 所 住所・TELを記入 中学校名 中学校名記入 発行局課 横浜市教育委員会事務局 学校教育企画部 学校支援・地域連携課 電話 045-671-3474 領収日付印 ② 金融機関等→納入者	令和4年度高等学校入学選考手数料 00260-2-960093 横浜市会計管理者 ¥650 志望校及び金融機関での取扱期間 ○で囲む 受検者氏名 氏名を記入 住 所 住所・TELを記入 発行局課 横浜市教育委員会事務局 学校教育企画部 学校支援・地域連携課 電話 045-671-3474 領収日付印 ③ 横浜市（金融機関等保管）	令和4年度高等学校入学選考手数料 00260-2-960093 横浜市会計管理者 ¥650 志望校及び金融機関での取扱期間 ○で囲む 受検者氏名 氏名を記入 住 所 住所・TELを記入 中学校名 中学校名記入 発行局課 横浜市教育委員会事務局 学校教育企画部 学校支援・地域連携課 電話 045-671-3474 領収日付印 ④ 横浜市（市保管）

金融機関から納付者に戻されます。

金融機関が回収します。

* 修正テープ、修正液の使用不可。訂正する場合は二重線をひいて書き直してください。（訂正印不要）

* 納付書は切り離さず、金融機関に提出してください。

3 金融機関での納付取扱期間

区 分	入学願書等の提出期間（土・日を除く）	金融機関での納付取扱期間
横浜総合 共通選抜	郵送 1/25（火）～1/27（木） 必着	1/4（火）～1/31（月）
戸塚定時 共通選抜	窓口 1/28（金）～2/1（火）	
戸塚定時 定通分割選抜	3/3（木）～3/4（金）	2/18（金）～3/3（木）

※ 募集期間の最終日に受検料を納付する場合は、金融機関では取り扱いませんので出願する時に高等学校の窓口で現金で納付してください。

※ 最終日の入学願書等の窓口受付時間は他の日と異なるため、事前に志願のてびき等で御確認ください。

4 取扱金融機関

横浜市指定金融機関及び横浜市収納代理金融機関（納付書の裏面を御確認ください。）

5 受検料の返還

一度納付された受検料は原則として返還しません。ただし、次のような場合は還付に応じます。

- (1) 志望校が横浜市立高等学校ではないにもかかわらず、誤って横浜市立高等学校の納付書により受検料を納付してしまった場合
- (2) 受検料を納付した後、入学願書提出前に志望校を横浜市立以外の高等学校に変える場合や、志願そのものを取りやめた場合（願書提出後の志願変更の場合は返還しません）
- (3) 横浜市立高等学校の全日制の受検料を納付した後、入学願書提出前に志望校を横浜市立高等学校の定時制に変更する場合の差額（願書提出後の志願変更の場合は返還しません）
- (4) 受検料を納付した後、出願前に減免申請書類を提出していた受検料について、減免の決定を受けた場合（減免決定後の還付も「還付の申請書の提出」が必要です）

※ 減免の決定を受けるためには、出願までに減免申請する必要があります。お早めに志願先の横浜市立高校事務室に相談してください。

- (5) 受検料を納付書及び高等学校の窓口などで二重に納付してしまった場合

還付を申請する場合は、中学校または横浜市立高等学校から受け取った「還付申請書」に金融機関で受けとった「納付書兼領収書」をのり付けして、募集期間終了日から10日以内（減免決定後に還付を受ける方は、決定通知受領後10日以内）に横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課就学係（高校授業料担当）へ提出してください。（送付先住所は下記問合せ先参照）

受検料の納付にかかる注意事項

- 1 県立高等学校を受検する場合は、別途、神奈川県が作成している「県立高等学校の受検料・入学料の納付方法について」をお読みください。
- 2 川崎市立及び横須賀市立高等学校を受検される場合は、各自で志望校に納付方法をお問い合わせください。
- 3 次の場合は、入学願書提出の際に高等学校の窓口で現金で受検料を納付してください。
 - ・ 二次募集の志願
 - ・ 「県立及び横浜以外の市立高等学校」から「横浜市立高等学校」への志願変更に係る受検料の再納付
 - ・ 「横浜総合高等学校」または「戸塚高等学校定時制」から「横浜市立高等学校の全日制」へ志願変更する場合の受検料差額分の再納付

【入学金（1,200円）の納付について】

入学金も受検料と同様に納付書で納付していただきます。詳しい納付手続や納付書の配布については、合格発表時に御案内します。

【横浜市立高等学校の入学選考手数料・入学金に関する問合せ先】

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10

横浜市教育委員会事務局 学校支援・地域連携課就学係（高校授業料担当）

電話：045-671-3474（直通）

受付時間：平日 午前8時45分～正午、午後1時～午後5時15分

（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除きます）